

## 令和5年度牧之原市外国人英語指導助手派遣業務委託プロポーザル実施要領

### 1 実施について

- (1) この要領は、令和5年度牧之原市外国人英語指導助手派遣業務（以下、「外国人英語指導助手派遣業務」という。）委託に係る企画提案の募集に関して、参加する事業者が企画提案を行うために必要な事項を定めたものです。
- (2) 外国人英語指導助手派遣業務委託の事業者の選定については、優秀な外国人英語指導助手（以下、「ALT」という。）が配置され、ALTの研修及び指導管理体制が充実しているだけでなく、牧之原市が示す事業規模、ALT配置計画、学校の年間授業日数及び授業時間等により、業務委託に係る年間業務日数、業務時間、業務内容、教材開発、研究指導等に係る企画提案を総合的に評価し、最も優秀な提案をした事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）を実施します。
- (3) プロポーザルは、牧之原市教育委員会（教育文化部学校教育課）が主体で行うが、事業費、派遣校等は、牧之原市菊川市学校組合教育委員会分を含みます。

### 2 業務概要等

- (1) 業務委託名 令和5年度外国人英語指導助手派遣業務委託
- (2) 業務内容 令和5年度外国人英語指導助手派遣業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和8月31日まで
- (4) 事業費 84,371千円以内（3年間の総事業費、消費税及び地方消費税含む）
- (5) 所管課 牧之原市教育委員会（教育文化部学校教育課）  
〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地  
電話番号 0548-53-2645  
F A X 0548-53-2657  
E-mail kyoiku@city.makinohara.shizuoka.jp

### 3 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加する事業者は、外国人英語指導助手派遣業務委託の目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある者で、次に掲げる項目を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 牧之原市の入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは、更生手続開始の申し立てがなされていない又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは、再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 本業務委託に関する法令等の許認可を有していること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の滞納がないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又は、その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは、第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していること。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは、関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 直近3年以内（令和2年度から令和4年度まで）に、国、地方公共団体において、ALTの業務を受託し、契約を履行し完了した実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満1年間を経過していること。

(9) ALTの資格要件等は、外国人英語指導助手派遣業務委託仕様書の「10 ALTの資格要件」を満たしていること。

#### 4 プロポーザルのスケジュール

項目	時期
公告日、実施要領等の掲載	令和5年1月11日（水）
参加表明書の受付期間	令和5年1月11日（水）～令和5年1月25日（水）
質疑書の受付期間	令和5年1月11日（水）～令和5年1月17日（火）
質疑書の回答	令和5年1月18日（水）
参加資格決定通知	令和5年1月26日（木）
企画提案書の受付期間	令和5年2月3日（金）～令和5年2月16日（木）
参加事業者のプレゼンテーション	令和5年2月24日（金）
優先交渉権者の選定及び選定結果通知	令和5年3月上旬（予定）
契約締結	入札日から7日以内に契約
委託期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日

\*都合によりスケジュールが変更となる場合は、参加事業者に連絡します。

## 5 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出してください。

### (1) 提出書類

- |         |  |
|---------|--|
| ア 参加表明書 | 様式第1号  |
| イ 会社概要  | 様式第2号及び会社概要が確認できるもの(企業理念、業務内容、許認可等)  |
| ウ 商業登記  | 商業登記簿謄本(発行日より3カ月以内のもの、写し可)   |
| エ 財務諸表  | 貸借対照表、損益計算書及び変動計算書   |
| オ 納税証明書 | 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明する所管税務署長が発行する納税証明書(その3の3、発行日より3カ月以内のもの、写し可)<br>* 牧之原市内業者は上記に加え、市税完納証明書(発行日より3カ月以内のもの、写し可) |
| カ 印鑑証明書 | 代表者印の印鑑証明書(発行日より3カ月以内のもの)  |
| キ 実績    | 令和2年度から令和4年度までの本業務委託に係る契約実績(様式第3号「外国人英語指導助手派遣業務委託実施実績」で作成)   |
- (2) 提出部数 各1部(アからキまでの順番に揃えること。)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(宅配便可)
- (4) 提出期限 令和5年1月25日(水) 必着
- (5) 提出先 牧之原市教育委員会(教育文化部学校教育課)

## 6 質疑回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出様式 質疑書(様式第7号)
- (2) 受付期間 令和5年1月11日(水) から令和5年1月17日(火) 午後3時まで
- (3) 提出方法 電子メール又はファックス
- (4) 回答日 令和5年1月18日(水)
- (5) 回答方法 全ての参加申込者宛てに、電子メールにて回答します。

## 7 参加資格決定通知書

- (1) 市は、事業者から提出された参加表明書等の内容を審査し、令和5年1月26日に参加資格決定通知書(様式第4号)を電子メールにより通知します。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日(祝日等を除く)以内に、書面(任意様式)により説明を求めることができます。
- 市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。なお、期限後は受け付けません。

## 8 参加辞退

参加表明書の提出又は、参加資格決定通知書を受理した日以降に参加を辞退する場合

は、参加辞退届（様式第8号）を、学校教育課へ事前に電話連絡の上、持参して提出してください。

## 9 企画提案書等の提出

参加資格決定者は、別紙「提案等依頼事項」に基づき、企画提案書等を提出してください。なお、提案は1者1案とします。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書 様式第5号 1部
- イ 添付書類 任意様式、カラー印刷 12部
- ウ 見積書 様式第6号 1部

(2) 提出期間 令和5年2月3日（金）から令和5年2月16日（木）午後5時まで  
※郵送の場合は、令和5年2月16日（木）必着

(3) 提出方法 学校教育課へ事前に電話連絡の上、持参又は、郵送により提出

## 10 優先交渉権者の選定

市は、審査に当たり、選定委員会において、参加資格決定者から提出された提案書などを基に、選定基準に基づきプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所等の詳細については、参加資格決定者に別途通知します。

提案内容の審査に関して、公平性、透明性、客観性を確保し、幅広い専門的見地からの意見を参考とするため、教員や関係職員により構成。選定委員会は非公開とします。

- (1) 評価の基準 評価の基準については、選定基準表（審査表）に示すとおり。
- (2) 評価の配点方針 評価項目は、市が本事業に対して民間の創意工夫の発揮を期待する事項であり、配点はその重みを示すものです。
- (3) 評価方法 提案審査に関する評価項目について、原則として表1に示すAからEまでの5段階評価により得点化します。

<表1>

評価	判断基準	得点化方法
A	特に秀でて優れている	各項目の配点×1.00
B	秀でて優れている	各項目の配点×0.75
C	優れている	各項目の配点×0.50
D	わずかに優れている点がある	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしているのみ	各項目の配点×0.00

- (4) 経営状況評価方法 経営状況評価について、経営安全率を基に表2に示すAからCまでの3段階評価により得点化します。

<表2>

評価	判断基準	得点化方法
A	正常	各項目の配点×1.00
B	要注意	各項目の配点×0.50
C	経営難を懸念	各項目の配点×0.00

- (5) 価格評価方法 価格評価については、見積書（様式第6号）に記載された価格を基に次の算式により得点化します。なお、価格評価点の算出に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までを求めます。

$$\text{価格評価点} = 130 \times (\text{最も低い提案価格} / \text{当該応募者の提案価格})$$

- (6) 審査結果の通知 提案内容を総合的に評価し、市は選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉権者1社を決定します。この結果は全て参加資格決定者へ結果を通知します。

通知時期 令和5年3月上旬（予定）

- (7) 審査結果の公表 優先交渉権者の決定後、審査結果を市ホームページで公表します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じません。

別紙（9「企画提案書等の提出」関係）

提案等依頼事項

以下の項目（内容）及び順番に従って、企画提案書を作成してください。

項目、説明		
1 基本事項評価	(1) 会社概要（企業理念、組織体制、業務内容、協会や学会等への加盟、研究体制等） *様式第2号（鑑）	
	(2) 小学校外国語活動・中学校英語教育に関する研究体制、英語指導法及び教材等に関する研究体制や取組、成果等	
	(3) 公立小中学校のALT業務委託についての契約実績 *様式第3号	
2 外国人英語指導助手（ALT）派遣評価	(1) 採用体制	ア ALTを採用するための組織体制
		イ ALTの採用基準
		ウ ALTの採用方法
		エ ALTの雇用人数と実働人数及び経験年数が1年以上の人数
	(2) 研修体制	ア ALTの研修に係る組織体制
		イ ALTの研修期間、スケジュール
		ウ ALTの研修内容
	(3) 管理体制	ア ALTの労務管理体制（遅刻、セクシャルハラスメント、飲酒運転等の防止等）、服務状況
		イ ALTの連絡体制及び労働衛生管理
		ウ ALTの勤務評価方法及び内容
	(4) コーディネーター	ア 配置
		イ 業務内容、役割
	(5) 各業務の効果的な活用提案	ア 年間勤務日数、勤務時間、授業時間等やALTの効果的な活用について、事業者の考え方や具体的な内容
		イ 小学校外国語活動・中学校英語教育の授業におけるALTの活用提案
		ウ 授業以外でのALTの効果的な活用方法について、事業者の考え方や具体的な内容
	(6) 危機管理体制	ア 危機管理体制の整備状況
		イ 事故発生等のトラブル対応体制
		ウ 病気等により欠員が生じたときの対応及び中途のALT等の交替
3 提案等評価	本提案等依頼事項について、事業者として新たに付け加えたい事項等がある場合は記述	

- \*提案書の作成について
- (1) 企画提案書は様式第5号を鑑とすること。
  - (2) A4版縦・横書きを基本とし、フォント「BIZ UDP ゴシック」とすること。
  - (3) フォントサイズは11ポイント以上とし、箇条書き等により読みやすいものとする。
  - (4) 項目1～3ごとに用紙1～3枚（両面記載可）にまとめ、全部で用紙6枚以内とすること。